

別表第1 メディアファサード設置基準（第4条関係）

<p>前 提 条 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間において建物のファサードの美しさや魅力を高める手段とし、にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。 ・事前に市長と協議の上、コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制を設けていること ・地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られていること
<p>設置位置、大きさ、形態・意匠の基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な設置可能な大きさについては、設置位置及び視点場となる空間の広がり等を踏まえ、本市との個別協議により決定すること
<p>周辺への影響を抑えるための基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみを阻害しない色彩とする。（※1） ・まぶしすぎない明るさ、光の強さ（輝度）とする。（※2） ・心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度とする。 ・不快感を与えない音量、音色とする。
<p>表 現 基 準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン性の高いものとする。 ・広告物を掲出してはならない。ただし、建築物の名称及び商標等が一時的・部分的に表示されることは妨げない。（※3）また、公益イベント時の広告（光の饗宴、オリンピック、万博等）は含まない。 ・周辺の主な視点場からの見え方を検討する。（影響範囲における映像コンテンツの見え方を確認） ・公序良俗に反しないものとする。 ・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。

（※1）補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

（※2）夜間においては周辺状況に配慮すること

（※3）一時的とは最後に数秒、部分的とは壁面の1/10以下とすること

別表第2 広告を含まないプロジェクションマッピング掲出基準（第4条関係）

前 提 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間において建物のファサードの美しさや魅力を高める手段とし、にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。 ・事前に市長と協議の上、コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制を設けていること ・地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られていること
協議の対象となる 大きさ、形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・広告を含まないプロジェクションマッピング。ただし、公益イベント（光の饗宴、オリンピック、万博等）時は対象外とする。
周辺への影響を 抑えるための基準	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみを阻害しない色彩とする。（※1） ・まぶしすぎない明るさ（輝度）とする。（※2） ・心身に悪影響を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数とする。 ・不快感を与えない音量、音色とする。
コンテンツの基準	<ul style="list-style-type: none"> ・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。 ・公序良俗に反しないものとする。 ・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。

（※1）補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

（※2）夜間においては周辺状況に配慮すること

別表第3 建築物のラッピング掲出基準（第6条関係）

協議の対象となる 大きさ、形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市景観計画に定める建築物の色彩基準に規定する表示面積を超える建築物のラッピング
周辺への影響を 抑えるための基準	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物のデザイン性を高めたり、まちの賑わいを演出したりするためにアクセントカラー（描写された模様やテキスト含む）を用いる場合は、まちなみを阻害しない色彩とするとともに、建築物の特徴や形態に合わせた使い方や面積とし、場所性を踏まえた色彩とする。（※1）
表 現 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。 ・人物、キャラクターの意匠は使用しないように努める。 ・公序良俗に反しないものとする。 ・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。

（※1）補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

別表第4 必要な提出書類一覧（第15条関係）

様式・添付書類名		備考（留意事項等）
第1号様式	メディアファサードの設置等協議申出書	<ul style="list-style-type: none"> ・正・副2部作成すること ※提出は「正」のみ、設置等協議成立後に「副」に協議済の押印を行います。
第1号様式の必要添付書類	付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺（1/2500以上）、方位、道路、目標となる地物を記載すること ・対象となる歩行者の流れやメディアファサードの設置等の視点場を示すこと
	配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺（1/1000以上）方位、メディアファサードの設置等の配置位置を示したもの
	立面図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺（1/200以上）、立面図にメディアファサードの設置等の位置を示したもの
	メディアファサードの設置等意匠図	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアファサードの設置等の表示面積、高さを示すこと
	フォトモンタージュ等	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な視点場からのフォトモンタージュ又は映像モンタージュ（昼・夜）のデータをDVDで提出すること
	コンテンツ計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツの内容がわかるものとして、映像データをDVDで提出すること ※制作会社（作成者）を記載すること
	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ※手続き等に関して、代理人に委任する場合
	地域独自の基準及び合意書	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における協議体制や基準がわかるもの ・地域との協議状況や合意を得ていることがわかるもの
	その他 市長が必要と認めるもの	
第2号様式	メディアファサードの設置等協議に係る見解通知書	
第3号様式	メディアファサードの設置等協議に係る見解に対する回答書	

第4号様式	メディアファサードの設置等変更協議申出書	<ul style="list-style-type: none"> ・正・副2部作成すること ※提出は正のみ、変更協議成立後に副に協議済の押印を行います。
第4号様式の必要添付書類	変更前と変更後の図書	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図・立面図・広告物意匠図・コンテンツ計画等変更があるもの ※図書の縮尺等詳細は第1号様式の添付書類と同じ
第5号様式	メディアファサードの設置等変更報告書	(※) 軽微な変更であると市長が認める場合
第5号様式の必要添付書類	変更前と変更後の図書	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図・立面図・広告物意匠図・コンテンツ計画等変更があるもの ※図書の縮尺等詳細は第1号様式の添付書類と同じ
第6号様式	建築物のラッピング事前協議申出書	<ul style="list-style-type: none"> ・正・副2部作成すること ※提出は正のみ、事前協議成立後に副に協議済の押印を行います
第6号様式の必要添付書類	付近見取図	・縮尺(1/2500以上)、方位、道路、目標となる地物を記載すること
	配置図	・縮尺(1/1000以上)、方位、建築物のラッピングの配置位置を示したもの
	立面図	・縮尺(1/200以上)、立面図に建築物のラッピングの掲出位置を示したもの
	建築物のラッピング意匠図	・建築物のラッピングの表示面積、建築物のラッピングの仕上げ材料及び色彩
	委任状	※手続き等に関して、代理人に委任する場合
	その他 市長が必要と認めるもの	・委員会での審議用資料、映像
第7号様式	建築物のラッピング変更協議申出書	<ul style="list-style-type: none"> ・正・副2部作成すること ※提出は正のみ、変更協議成立後に副に協議済の押印を行います。
第7号様式の必要添付書類	変更前と変更後の図書	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図・立面図・建築物のラッピング意匠図等変更があるもの ※図書の縮尺等詳細は第6号様式の添付書類と同じ
第8号様式	建築物のラッピング変更報告書	(※) 軽微な変更であると市長が認める場合

第 8 号様式 の必要添付 書類	変更前と変更後の図書	・配置図・立面図・建築物のラッピング意匠図等変更 があるもの ※図書の縮尺等詳細は第 6 号様式の添付書類と同 じ
第 9 号様式	工事等取止届	
第 10 号様式	工事完了報告書	
第 10 号様式 の必要添付 書類	写真方向図	・メディアファサードの設置等の箇所がわかるもの
	完了写真	・カラー写真とし、撮影日時を記載すること
第 11 号様式	調査結果通知書	
第 12 号様式	実績報告書	※毎年 8 月 15 日までに提出すること
第 12 号様式 の必要添付 書類	コンテンツ計画等	※変更協議の経過がわかるように記載すること ※コンテンツの変更があった場合は、その内容がわか るものとして、映像データを DVD で提出すること
第 13 号様式	実施計画書	※実施計画を記載し、毎年 9 月 30 日までに提出する こと
第 13 号様式 の必要添付 書類	コンテンツ計画等	※決定しているコンテンツについては、映像データを DVD で提出すること
第 14 号様式	デザイン性に係る見解通 知書	
第 15 号様式	デザイン性に係る見解に 対する回答書	
第 16 号様式	メディアファサードの設 置等廃止等届	

部数の指定がないものについては、原則 1 部とする。

(※) 軽微な変更であると市長が認める場合とは、大きさや輝度、音量等の数値に変更がない場合若しくは当該数値が低くなる場合又は事業者に変更があった場合（その代表者に変更があった場合を含む。）をいう。